

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(基本方針)

第3条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(令3条例17・一部改正)

(軽費老人ホームの開設者の適格要件)

第4条 軽費老人ホームを開設する法人の代表者及びその役員は、水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者であつてはならない。

(構造設備等の一般原則)

第5条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会及び地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

(設備の専用)

第6条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。
ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

第7条 軽費老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第8条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。
ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第9条 軽費老人ホームは、施設の運営に係る事項のうち規則で定めるものに関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(非常災害対策)

第10条 軽費老人ホームは、非常災害への対応等について規則で定める事項を記載した計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、並びにそれらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の規定により作成した計画を定期的に見直すよう努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際し必要な設備を設けなければならない。

4 軽費老人ホームは、非常災害に備え食料、水、燃料、防災機材等の備蓄に努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、地域との連携の下非常災害時における役割を明確にし、入所者の安全確保に努めなければならない。

6 軽費老人ホームは、第1項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第11条 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関し、規則で定める記録を整備しておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に関し、規則で定める記録を整備しなければならない。

3 前2項に規定する記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。

4 軽費老人ホームは、第1項及び第2項に規定する記録を、法第70条の規定による帳簿、書類等の検査に遅滞なく応じることができる場所に保管しなければならない。

(設備の基準)

第12条 軽費老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない付属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令（条例を含む。）に適合し、かつ、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下この項において同じ。）でなければならない。ただし、軽費老人ホームの建物が、木造かつ平屋建てであって、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者から聴取した意見に基づき、次の各号のいずれかの要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると市長が認めるものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防災区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能なる構造であること（避難訓練を頻繁に実施すること、配置人数を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能なる体制が整備されている軽費老人ホームに限る。）。

2 軽費老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 談話室、娯楽室又は集会室

(3) 食堂

(4) 浴室

(5) 洗面所

(6) 便所

(7) 調理室

(8) 面談室

(9) 洗濯室又は洗濯場

(10) 宿直室

(11) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

3 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 居室 次に定めるところによる。

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、21.6平方メートル（エの設備を除いた有効面積は、14.85平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、31.9平方メートル以上とすること。

エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとすほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

(3) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(4) 事務室 入所者へのサービスの提供を行う場所と明確に区画されていること。

4 前項第1号の規定にかかわらず、10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。）により構成される区画における設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 居室 次に定めるところによる。

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、15.63平方メートル（エの設備を除いた有効面積は、13.2平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、23.45平方メートル以上とすること。

エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに適当と認められる数の便所及び調理設備を設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室 次に定めるところによる。

ア 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

イ 必要な設備及び備品を備えること。

5 前各項に規定するもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 施設内に一斉に放送できる設備を設けること。

(2) 居室が2階以上の階にある場合は、1基以上エレベーターを設けること。

（職員配置の基準）

第13条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者に提供するサービスに支障がない軽費老人ホームにあっては第4

号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 生活相談員 入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上

(3) 介護職員 次に定める数

ア 一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（水戸市指定居宅サービス事業等基準条例（令和2年水戸市条例第13号）第208条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防特定施設入居者生活介護（水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例（令和2年水戸市条例第14号）第172条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護（水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例（平成25年水戸市条例第9号）第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていない者をいう。

以下同じ。）の数が30以下の軽費老人ホーム 常勤換算方法で、1以上

イ 一般入所者の数が30を超えて80以下の軽費老人ホーム 常勤換算方法で、2以上

ウ 一般入所者の数が80を超える軽費老人ホーム 常勤換算方法で、2に実情に応じ適当と認められる数を加えて得た数

(4) 栄養士 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じ適当と認められる数

2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5 第1項第2号の生活相談員を置く場合にあつては、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあつては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員のうち1人を置かないことができる。

7 第1項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

8 第1項第3号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することがで

きる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がなく、かつ、あらかじめ入所者の全員の同意を得たときは、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。

9 第6項及び前項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。

10 第1項第4号の栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤の者でなければならない。

11 第1項第5号の事務員は、入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する場合において、入所者に提供するサービスに支障がないときは、当該事務員を置かないことができる。

12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該軽費老人ホームを設置しようとする者により設置される当該軽費老人ホーム以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は診療所であって当該軽費老人ホームに対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の調理員その他の職員は、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者

(2) 診療所 その他の従業者

13 軽費老人ホームは、夜間及び深夜の時間帯を通して1人以上の職員に、宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

（令6条例24・一部改正）

（入所申込者等に対する説明等）

第14条 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、規則で定めるところにより、当該文書に記すべき重要事項を規則で定める方法により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

4 前項に規定する承諾を得た軽費老人ホームは、当該入所申込者又はその家族から規則で定めるところにより前項に規定する規則で定める方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を当該方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

(対象者)

第15条 軽費老人ホームの入所者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なもの
- (2) 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

(入退所)

第16条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（同条第26項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第25項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第17条 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料の受領)

第18条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- (1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。）
- (2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
- (3) 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号の費用を除く。）
- (4) 居室に係る光熱水費

(5) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

(6) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容並びに費用及びその内訳を記した文書を交付して説明を行い、文書により入所者の同意を得なければならない。

3 第1項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。

(サービス提供の方針)

第19条 軽費老人ホームは、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

4 軽費老人ホームは、身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、入所者及びその家族に説明しなければならない。

5 軽費老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

6 軽費老人ホームは、入所者の家族及び関係機関と連携を図り、必要に応じて入所者の成年後見制度の活用の支援に努めなければならない。

7 軽費老人ホームは、入所者の口腔^{くわう}の衛生の向上を図るための取組に努めなければならない。

(食事)

第20条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第21条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 軽費老人ホームは、要介護認定（介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。

（居宅サービス等の利用）

第22条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

（健康の保持）

第23条 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めなければならない。

（施設長の責務）

第24条 施設長は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第9条から第11条まで、第14条、第16条から前条まで及び次条から第36条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（令3条例17・一部改正）

（生活相談員の責務）

第25条 生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）の作成等に資するため、居宅

介護支援事業（同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業をいう。）又は介護予防支援事業（同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業をいう。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

(2) 第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。

(3) 第35条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあつては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。

（勤務体制の確保等）

第26条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定め、これを記録しなければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

（令3条例17・一部改正）

（業務継続計画の策定等）

第26条の2 軽費老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（令3条例17・追加）

（定員の遵守等）

第27条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 軽費老人ホームは、前項ただし書に規定する場合において入所定員又は居室の定員を超えて入所させたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(衛生管理等)

第28条 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(令3条例17・一部改正)

(協力医療機関等)

第29条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

- 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。
- 7 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておかななければならない。

(令6条例24・一部改正)

(掲示)

第30条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、協力歯科医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

(令3条例17・令6条例24・一部改正)

(秘密保持等)

第31条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 軽費老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第32条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽のもの又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第33条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置等必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、その行った処遇に関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 軽費老人ホームは、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第34条 軽費老人ホームは、その事業の開始に当たり、地域住民に対し、サービス提供の内容その他規則で定める事項について説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。

3 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第35条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに当該事故について、市長、入所者の家族等に規則で定めるところにより連絡を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録するとともに、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

4 軽費老人ホームは、第2項の事故による損害のうち、軽費老人ホームが賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。

(令3条例17・一部改正)

(虐待の防止)

第36条 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(令3条例17・追加)

(電磁的記録による作成等)

第37条 この条例の規定により書面で行うこととされている作成，取得，保存等の行為（次項に規定するものを除く。）については，当該規定にかかわらず，書面に代えて，電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

2 この条例の規定により相手方に対し書面で行うこととされている交付，提供その他これに類する行為については，当該規定にかかわらず，相手方の承諾を得て，書面に代えて，電磁的記録により行うことができる。

(令3条例17・追加)

(情報通信機器を活用した委員会の開催)

第38条 この条例の規定により開催することとされている委員会については，規則で定める方法により情報通信機器を活用して開催することができる。

(令3条例17・追加)

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか，この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。

(令3条例17・旧第36条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において現に存する軽費老人ホームに係る第29条第2項及び第30条の規定の適用については，令和2年9月30日までの間は，同項中「定めておかなければならない」とあるのは「定めるよう努めなければならず」と，同条中「協力歯科医療機関，利用料」とあるのは「利用料」とする。

付 則 (令和3年3月29日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は，令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間，改正後の第3条第4項，第26条第3項，第26条の2及び第36条の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うもの」とあるのは「行うよう努めるもの」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間，改正後の第28条第2項第3号の規定にかかわらず，軽費老人ホームは，その職員に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的

に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

- 4 施行日から6月を経過する日までの間、改正後の第35条第1項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

付 則（令和6年3月26日条例第24号）抄

この条例は、令和6年4月1日から施行する。